

石巻地区広域行政事務組合議会会議録

令和6年2月2日 第1回定例会

石巻地区広域行政事務組合

令和6年石巻地区広域行政事務組合議会第1回定例会

議事日程第1号

令和6年2月2日（金）午後2時

開 議

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 休会の決定
 諸般の報告
第4 施政方針演説
第5 提案理由説明
第6 第1号議案 石巻地区広域行政事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例
第7 第2号議案 石巻地区広域行政事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会条例
第8 第3号議案 石巻地区広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第9 第4号議案 石巻地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び石巻地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第10 第5号議案 石巻地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例
第11 第6号議案 令和5年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
第12 第7号議案 令和6年度石巻地区広域行政事務組合一般会計予算
第13 委員会提出議案第1号 石巻地区広域行政事務組合理事会の専決処分事項の指定についての一部改正

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

| | |
|----------------|----------------|
| 1番 原 田 豊 議員 | 2番 木 村 美 輝 議員 |
| 3番 都 甲 マリ子 議員 | 4番 遠 藤 宏 昭 議員 |
| 5番 高 橋 憲 悦 議員 | 6番 宇都宮 弘 和 議員 |
| 7番 鈴 木 良 広 議員 | 8番 西 條 正 昭 議員 |
| 9番 大 森 秀 一 議員 | 10番 小 野 惠 章 議員 |
| 11番 大 橋 博 之 議員 | 12番 阿 部 勝 徳 議員 |
| 13番 佐 藤 良 一 議員 | 14番 鈴 木 良 徳 議員 |
| 15番 安 倍 太 郎 議員 | |

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------------|----------|-----|----|
| 理事長 | 石巻市長 | 齋藤 | 正美 |
| 副理事長 | 東松島市長 | 渥美 | 巖 |
| 理事 | 女川町長 | 須田 | 善明 |
| 会計管理者 | 石巻市会計管理者 | 三浦 | 孝一 |
| 事務局長 | | 阿部 | 浩樹 |
| 事務局参事兼施設管理課長 | | 秋保 | 祐二 |
| 事務局総務企画課長 | | 佐々木 | 直樹 |
| 事務局介護認定審査課長 | | 鈴木 | 敏寿 |
| 事務局総務企画課長補佐 | | 本木 | 貴大 |
| 事務局総務企画課主幹兼財務係長 | | 升野 | 純一 |

| | | | |
|-------------------|--|-----|-----|
| 消防長 | | 大内 | 正治郎 |
| 消防本部次長 | | 及川 | 正浩 |
| 消防本部消防危機管理監 | | 岩井 | 章弘 |
| 消防本部参事兼予防課長 | | 酒井 | 裕之 |
| 消防本部総務課長 | | 大森 | 康智 |
| 消防本部警防課長 | | 袖 | 満正 |
| 消防本部指令課長 | | 阿部 | 雅行 |
| 消防本部総務課副参事兼総務課長補佐 | | 津久家 | 敏彦 |
| 消防本部総務課長補佐 | | 平片 | 健一 |

議会担当職員出席者

| | | | |
|---------|--|-----|----|
| 議会書記長 | | 鹿野 | 忠一 |
| 議会書記長補佐 | | 小田嶋 | 勝 |
| 議会書記 | | 青木 | 秀樹 |
| 議会書記 | | 高野 | 由紀 |

午後2時00分 開 議

○議長（安倍太郎議員） これより、令和6年石巻地区広域行政事務組合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第1号をもって進めます。

なお、広域広報並びに新聞等報道のため、写真撮影の申出がありますので、これを許可いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍太郎議員） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番遠藤宏昭議員、11番大橋博之議員、以上2議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期議会の会期は本日から2月7日までの6日間といたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から2月7日までの6日間と決定いたしました。

日程第3 休会の決定

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第3、休会の決定を行います。

お諮りいたします。

明日から2月6日まで休会とし、2月7日本会議を再開することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。よって、明日から2月6日まで休会とし、2月7日、本会議を再開することに決定いたしました。

この際、諸般の報告を行います。

理事長から報告第1号、専決処分の報告について報告があり、配付いたしております。

また、監査委員から例月出納検査の結果について報告があり、お手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針演説

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第4、施政方針演説であります。

理事長から令和6年施政方針に関する発言の申出があります。

よって、これを許します。齋藤理事長。

（理事長、登壇）

○理事長（齋藤正美） 皆さんこんにちは。

令和6年石巻地区広域行政事務組合議会第1回定例会に、令和6年度一般会計予算並びに諸案件を提案するに当たり、本組合の運営に取り組む施政の方針を御説明し、議員並びに圏域住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、本年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震により、犠牲となられました多くの方々に、改めて御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

東日本大震災の最大の被災地であります石巻圏域として、我々が経験したノウハウをしっかりと伝えながら、被災された方々の一日も早い復旧・復興に役立てていただけることを願っているところであります。

さて、昨今の世界的なエネルギー価格や資材等の物価高騰の影響により、地域経済は厳しい状況であり、また、人口減少、少子高齢化など我々石巻圏域におきましても諸課題を抱えておりますが、限りある財源の有効活用と持続可能な財政運営の実現に向け、引き続き取り組んでいくこととしております。

本組合といたしましても、石巻圏域の共同処理事業について、必要性・緊急性・優先性を重視しながら、事業内容を精査し経費の節減に努め、効率的な事業運営に取り組んでいく所存であります。

それでは、石巻圏域の今後を見据えつつ、令和6年度本組合の共同処理事業を実施するに当たり、重点的に取り組むべき施策の考え方について御説明申し上げます。

初めに、ふるさと市町村圏基金事業であります。圏域一体感のある文化振興としてのおにぎり大使派遣事業、社会教育施設無料開放事業、圏域紹介事業、ふるさと探訪ツアー事業の4つの事業を令和6年度も実施してまいります。石巻圏域の将来を担う小中学生の人材育成として、主体性、自主性を育み国際化に対応した人材の育成、並びに圏域の歴史、伝統、文化を学び、体験する場の提供をしております。また、石巻地域を圏域内外に発信し、地域に密着した事業を柔軟な姿勢で積極的に進めてまいります。

次に、介護認定審査会運営事業であります。石巻圏域においても人口が減少していく中、高齢者の占める割合が増加していくことが予想されており、高齢者一人一人が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるよう支援するため、本事業の果たす役割は重要なものとなっております。介護保険法の改正を見据えて、多様化する認定審査を円滑に進めるために、組織市町と連携を図りながら、公平・公正で迅速な審査判定を行うため、審査会の開催及び適正な介護認定審査会の運営に努めてまいります。

次に、圏域住民の生活に直結する重要な事業であります。清掃施設部門の石巻広域東部衛生センター及び石巻広域クリーンセンターの施設の運営であります。東部衛

生センターにつきましては、昨年4月に施設を統合し安定した処理を行っております。また、一昨年の6月に発生した汚泥焼却炉爆発火災により復旧整備を進めております。東部衛生センター汚泥焼却炉につきましては、資材等の調達が世界的に逼迫していることから、令和5年度中の復旧が困難となったため、本年8月の再稼働に向け、安全対策を講じて復旧を行い、より一層施設の安全と安定した処理を行ってまいります。

次に、クリーンセンターについてであります。石巻圏域の循環型社会形成推進地域計画を昨年11月に策定し、新ごみ処理施設整備に向けた準備を開始したところであります。令和6年度から新施設に係る処理規模、処理方式、適地選定など3か年計画で基本構想・基本計画等の策定を行ってまいります。

また、現在、組織市町がそれぞれ行っているプラスチック資源の分別収集及び再資源化に向けた取組など、今後の石巻圏域におけるごみ処理行政の在り方について、新施設建設を見据え、引き続き組織市町と連携し、調査・研究を行ってまいります。

次に、常備消防であります。火災、救急、救助をはじめ、風水害等の自然災害への対応と火災予防対策に万全を期するため、消防施設や消防装備の整備、人材の育成を推進し消防力の維持、強化を図り、住民生活の安全・安心の確保に努めてまいります。

消防施設の整備につきましては、河北消防署庁舎の建て替えが完了し、令和6年度に本格運用する見込みであります。また、消防指令センターにつきましては、指令業務の共同運用に向け、登米市消防本部、気仙沼・本吉広域消防本部と指令センター整備の設計業務を進めており、指令システム及びデジタル無線の整備、さらに本消防本部庁舎の改修工事を進めてまいります。

消防装備につきましては、消防車両更新計画により消防車両5台を更新配備するほか、必要な装備を更新するなど、増加傾向にある水害や多様化する災害に対応してまいります。

人材育成につきましては、高度化する消防技術を習得するため、消防大学校、消防学校、救急救命研修所での研修のほか、ドローン操縦者の養成や車両運転技術向上を図るなど、消防力の充実に努めてまいります。

また、令和6年度における消防防災に係る各種事業の対応につきましては、全国消防操法大会の開催に係る消防対応等について、関係機関と連携し万全の支援体制で適切に対応してまいります。

以上が、令和6年度における広域行政事務組合としての主な取組の概要であります。議員各位並びに圏域住民の皆様におかれましては、広域行政事務組合の運営に対し、一層の御理解と御支援を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。令和6年度の施政方針とさせていただきます。

以上です。

(理事長、降壇)

○議長（安倍太郎議員） ただいまの施政方針演説に対する質疑につきましては、第7号議案、令和6年度石巻地区広域行政事務組合一般会計予算審議の際に行うことといたしますので、御了承願います。

日程第5 提案理由説明

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第5、提案理由説明であります。

理事長から提案理由の説明を求めます。齋藤理事長。

（理事長、登壇）

○理事長（齋藤正美） それでは、提案理由について御説明申し上げます。

条例の制定、令和6年度一般会計予算など諸案件を提案し、御審議をお願いするに当たり、その概要を御説明申し上げ、議員各位の御理解を賜りたいと存じます。

初めに、第1号議案、石巻地区広域行政事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例であります。令和5年4月から、本組合においても定年延長制度が導入されたことに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応するため、高齢者部分休業制度を導入することとし、本条例を制定しようとするものであります。

次に、第2号議案、石巻地区広域行政事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会条例及び第3号議案、石巻地区広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。石巻広域クリーンセンターの新施設の整備に関する基本構想等の策定に向け、調査、審議をする機関として委員会を設置するため、委員会条例を制定するとともに、関係条例についても所要の改正を行おうとするものであります。

次に、第4号議案、石巻地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び石巻地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。令和5年5月に地方自治法が改正されたことに伴い、全ての会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となったことから、本組合においても、関係条例の改正を行おうとするものであります。

次に、第5号議案、石巻地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例であります。国において、屋外タンク貯蔵所等の設置許可に係る審査手数料の標準額の見直しが行われたことから、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、第6号議案、令和5年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）であります。今年度に契約した消防ポンプ自動車の納入期限内の納入が困難になったことから、翌年度に繰越しをしようとするものであります。

次に、第7号議案、令和6年度石巻地区広域行政事務組合一般会計予算について、御説明申し上げます。

組織市町におきましては、物価高騰の影響などにより、依然厳しい財政状況が続いており、限りある財源の有効活用と、持続可能な財政運営の実現に向け取り組んでいくため、徹底した歳入確保と歳出削減に取り組んでいるところであります。

本組合といたしましても、組織市町の財政状況を踏まえ、各事業の運営につきましては事業内容を精査し、経費の節減に努め、効率的な財政運営を基本として予算を編成したところであります。

その結果、令和6年度一般会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ87億6,412万1,000円と定めるものであります。前年度当初予算と比較いたしますと、19億1,394万2,000

円の増額となっておりますが、その主な要因は、資材等の物価高騰に伴う増や、令和8年度からの本格稼働に向けた宮城県東部消防指令センターの整備に係る事業費を計上したことなどによるものであります。

なお、それぞれの提案の詳細につきましては、後ほど事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

(理事長、降壇)

- 議長（安倍太郎議員） ただいまの理事長の提案理由に対する質疑につきましては、議案審議の際に行うことといたしますので、御了承願います。

日程第6 第1号議案 石巻地区広域行政事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例

- 議長（安倍太郎議員） 次に、日程第6、第1号議案、石巻地区広域行政事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例を議題といたします。

本案について、事務局長から説明を求めます。事務局長。

- 事務局長（阿部浩樹） ただいま上程されました、第1号議案、石巻地区広域行政事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例について、御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢が段階的に引き上げられ、今後、60歳を超える職員を含め高年齢の職員が増えていくことから、そうした職員の肉体的、精神的または家庭の事情など、多様な働き方のニーズに応えるため、高齢者部分休業制度を導入することとし、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、本条例を制定しようとするものであります。

それでは、条文に従いまして御説明申し上げますので、表紙番号1の1ページを御覧願います。

初めに、第1条は、本条例の趣旨について定めるものであります。

次に、第2条は、高齢者部分休業の承認について定めるもので、55歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日を期間の初日とし、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位に部分休業を承認することを規定するものであります。

次に、第3条は部分休業取得中の給与について定めるもので、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額することを規定するものであります。

次に、第4条は部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮について、第5条は休業時間の延長について、第6条は委任について定めるものであります。

次に、附則であります。本条例の施行期日を令和6年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（安倍太郎議員） 以上で議案説明が終わりましたが、本案に関する議事を中止し、質疑は、2月7日の議案審議の際に行います。

日程第7 第2号議案 石巻地区広域行政事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会条例

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第7、第2号議案、石巻地区広域行政事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会条例を議題といたします。

本案について、事務局長から説明を求めます。事務局長。

○事務局長（阿部浩樹） ただいま上程されました、第2号議案、石巻地区広域行政事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会条例について、御説明申し上げます。

本案は、新たな石巻広域クリーンセンターの整備に関する基本構想及び基本計画の策定に向け、必要な事項を調査・審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新ごみ処理施設整備検討委員会を設置しようとするものであります。

それでは、条文に従いまして御説明申し上げますので、表紙番号1の2ページを御覧願います。

初めに、第1条は委員会の設置について、第2条は委員会の所掌事務について定めるものであります。

次に、第3条は委員会の組織について定めるもので、委員は15人以内とし、委員構成については学識経験、環境分野に知見を有する者、組織市町から推薦された者、組織市町の職員及び理事会が必要と認める者と定めるものであります。

次に、第4条は委員の任期について、第5条は委員長及び副委員長について、第6条は会議について、第7条は庶務について、第8条は委任について定めるものであります。

次に、附則であります。附則第1項は本条例の施行期日を令和6年4月1日とするものであります。

第2項は、最初の会議の招集について定めるものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（安倍太郎議員） 以上で議案説明が終わりましたが、本案に関する議事を中止し、質疑は、2月7日の議案審議の際に行います。

日程第8 第3号議案 石巻地区広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第8、第3号議案、石巻地区広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、事務局長から説明を求めます。事務局長。

○事務局長（阿部浩樹） ただいま上程されました、第3号議案、石巻地区広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、先ほど御説明申し上げました、新ごみ処理施設整備検討委員会の設置に伴い、委員会等への出席時に生じる委員報酬及び費用弁償を規定するとともに、併せて文言の整理を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明申し上げますので、表紙番号1の4ページ、併せて表紙番号4、条例の一部改正新旧対照表の2ページから3ページを御覧願います。

まず、別表第1中、「介護認定審査委員」を「介護認定審査会委員」に改め、同表中「情報公開・個人情報保護審査会委員、勤務1日につき、9,500円」の次に、「新ごみ処理施設整備検討委員会委員、勤務1日につき、9,500円」を加えるほか、別表第2についても同様に改めるものであります。

次に、附則であります、本条例の施行期日を令和6年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（安倍太郎議員） 以上で議案の説明が終わりましたが、本案に関する議事を中止し、質疑は2月7日の議案審議の際に行います。

日程第9 第4号議案 石巻地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び石巻地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（安倍太郎議員） 次に、日程第9、第4号議案、石巻地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び石巻地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、事務局長から説明を求めます。事務局長。

- 事務局長（阿部浩樹） ただいま上程されました、第4号議案、石巻地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び石巻地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、フルタイム会計年度任用職員に加え、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員に対しても勤勉手当の支給が可能となったことから、全ての会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するため関係条例を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明を申し上げますので、表紙番号1の5ページ、併せて表紙番号4、条例の一部改正新旧対照表の4ページから7ページを御覧願います。

初めに、第1条は、石巻地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります、第3条において規定している会計年度任用職員の給与の定義に勤勉手当を加えるほか、第16条の2及び第25条の2として、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について定めるものであります。

次に、第2条は、石巻地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでありますが、第7条において、育児休業中の職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含めることとするほか、第8条では、文言の整理を行うものであります。

次に、附則であります、本条例の施行期日を令和6年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（安倍太郎議員） 以上で議案の説明が終わりましたが、本案に関する議事を中止し、質疑は2月7日の議案審議の際に行います。

日程第10 第5号議案 石巻地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する
条例

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第10、第5号議案、石巻地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、消防長の説明を求めます。消防長。

○消防長（大内正治郎） ただいま上程されました第5号議案、石巻地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

表紙番号1の7ページ及び表紙番号4、条例の一部改正新旧対照表、8ページから11ページを御覧願います。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められている手数料の標準額について、人件費単価や物価水準の変動に伴い標準額を引き上げる一部改正が行われたことに伴い、本組合の手数料条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容について、御説明申し上げます。

別表第1についてであります、危険物を貯蔵する施設の設置許可に係る審査手数料のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の審査手数料額を政令に準じて引き上げる改正を行うものであります。

改正手数料額の詳細については、表紙番号4、新旧対照表の8ページから11ページに記載のとおりであります。

次に、附則であります、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安倍太郎議員） 以上で議案の説明が終わりましたが、本案に関する議事を中止し、質疑は2月7日の議案審議の際に行います。

日程第11 第6号議案 令和5年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算
(第2号)

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第11、第6号議案、令和5年度石巻地区広域行政事

務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、事務局長の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（阿部浩樹） ただいま上程されました、第6号議案、令和5年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げますので、表紙番号2の1ページを御覧願います。

第1条は繰越明許費の補正であり、繰越明許費を追加しようとするものであります。2ページを御覧願います。

第1表繰越明許費補正の追加にありますとおり、5款消防費1項消防費の消防施設整備事業（消防ポンプ自動車（CD-I型））4,653万円について、年度内に事業の完了が難しいことから、繰越ししようとするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安倍太郎議員） 以上で議案の説明が終わりましたが、本案に関する議事を中止し、質疑は2月7日の議案審議の際に行います。

日程第12 第7号議案 令和6年度石巻地区広域行政事務組合一般会計予算

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第12、第7号議案、令和6年度石巻地区広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

本案について、事務局長の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（阿部浩樹） ただいま上程されました、第7号議案、令和6年度石巻地区広域行政事務組合一般会計予算について御説明申し上げますので、表紙番号3の1ページを御覧願います。

第1条は、令和6年度石巻地区広域行政事務組合一般会計の予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億6,412万1,000円と定めようとするものであります。

次に、第2条継続費、第3条債務負担行為、第4条地方債につきましては、4ページを御覧願います。

第2表継続費は、宮城県東部消防指令センター総合整備事業の総額を39億5,849万3,000円とし、各年度の年割額を定めようとするものであります。

次に、第3表債務負担行為は、新ごみ処理施設整備基本計画策定支援業務について、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を3,359万7,000円と定めようとするものであります。

次に、第4表地方債は、消防通信指令業務の共同化に伴う、宮城県東部消防指令センター総合整備事業に係る指令システム等整備業務及び庁舎改修工事、並びに更新配備する水槽付き消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、資機材搬送車の購入に係る消防施設整備事業債の借入限度額を10億6,850万円とし、借入利率を5.0%以内、償還を起債年度から据置期間を含め20年以内と定めようとするものであります。

それでは、事項別明細書により、歳入歳出の総括について御説明申し上げますので、7ページを御覧願います。

歳入予算の合計は、前年度と比較し19億1,394万2,000円の増となっておりますが、

その主な要因は分担金及び負担金、組合債、繰入金の増などによるものであります。

次に、8ページを御覧願います。

歳出予算につきましても、前年度と比較し19億1,394万2,000円の増となっておりますが、その主な要因は、衛生費において各施設の燃料費、施設維持補修費等修繕料などにより1億492万7,000円の増となったほか、消防費において、職員人件費、工事請負費、自動車購入費及び宮城県東部消防通信指令事務協議会費などにより、18億1,371万3,000円の増となったこと等によるものであります。

次に、歳出から主なものについて御説明申し上げますので、36ページを御覧願います。

なお、各項目の人件費につきましては、昇給や異動等の要因のほか給与改定による増など、それぞれ調整の上、計上しておりますことから、増減内容の説明を省略させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

1目議会費に175万9,000円を計上しておりますが、これは、議員報酬及び議会運営に要する経費を措置したものであります。

次に、38ページ、1目一般管理費に1億3,514万9,000円を計上しておりますが、これは、特別職及び職員の人件費、組合共回事務に要する経費などを措置したものであります。

前年度と比較し、730万4,000円の増となっておりますが、その主な要因は、職員人件費の増などによるものであります。

次に、40ページ、2目企画費に742万9,000円を計上しておりますが、これは広域広報印刷代、庁内ネットワーク関係費などを措置したものであります。

前年度と比較し108万5000円の増となっておりますが、その主な要因は、印刷製本費の増などによるものであります。

次に、3目監査委員費に、909万6,000円を計上しておりますが、これは、特別職及び職員の人件費と、事務経費を措置したものであります。

次に、44ページ、1目地域振興費に2,336万円を計上しておりますが、これは、おにぎり大使派遣事業委託料、ふるさと探訪ツアー事業委託料及び圏域パンフレット印刷代などを措置したものであります。

前年度と比較し、297万円の増となっておりますが、その主な要因は印刷製本費、おにぎり大使派遣事業委託料の増などによるものであります。

次に、2目ふるさと市町村圏基金費に、1,590万4,000円を計上しておりますが、これは、ふるさと市町村圏基金から生じる利子積立金を措置したものであります。

次に、46ページ、1目老人ホーム施設整備費に、前年度と同額の7,216万円を計上しておりますが、これは万生園建設事業PFIサービス対価を措置したものであります。

次に、48ページ、1目介護認定審査費に6,572万6,000円を計上しておりますが、これは、職員人件費と介護認定審査会の運営に要する経費を措置したものであります。

前年度と比較し、407万5,000円の減となっておりますが、その主な要因は職員人件費、介護認定審査会委員報酬の減などによるものであります。

次に、50ページ、1目衛生総務費に6,223万9,000円を計上しておりますが、これは、施設管理課の職員人件費及び施設管理事務に要する経費を措置したものであります。

次に、2目衛生施設費に6億5,618万4,000円を計上しておりますが、これは、東部衛生センターの職員人件費及び施設維持管理に要する経費を措置したものであります。

前年度と比較し、4億9,061万8,000円の減となっておりますが、その主な要因は、東部衛生センター焼却設備復旧整備関係費及び西部衛生センターの閉鎖に係る経費の減などによるものであります。

次に、52ページ、3目清掃施設費に21億1,693万7,000円を計上しておりますが、これは、クリーンセンターの職員人件費及び施設維持管理に要する経費、新ごみ処理施設整備費を措置したものであります。

前年度と比較し、5億9,336万4,000円の増となっておりますが、その主な要因は、燃料費、施設維持補修費等修繕料、新ごみ処理施設整備費の増などによるものであります。

次に、54ページ、4目財政調整基金費に2,000円を計上しておりますが、これは、基金利子積立金を措置したものであります。

次に、56ページ、1目常備消防費に35億2,880万円を計上しておりますが、これは、職員人件費及び管理運営に要する経費を措置したものであります。

前年度と比較し、1億1,322万6,000円の増となっておりますが、その主な要因は職員人件費、修繕料、工事請負費の増などによるものであります。

次に、66ページ、2目消防施設費に2億1,204万7,000円を計上しておりますが、これは消防車両、消防資機材に要する経費を措置したものであります。

前年度と比較し、2,746万6,000円の増となっておりますが、その主な要因は、自動車購入費の増によるものであります。

なお、令和6年度は、河北消防署に水槽付き消防ポンプ自動車1台、河南出張所及び雄勝出張所に高規格救急自動車各1台、消防本部に資機材搬送車1台、東松島消防署に指揮車1台を更新配備することとしております。

次に、3目宮城県東部消防通信指令事務協議会費に17億1,654万2,000円を計上しておりますが、これは、宮城県東部消防指令センターの整備に係る経費を措置したものであります。

前年度と比較し、16億7,302万円の増となっておりますが、その主な要因は、指令システムの整備、並びに庁舎改修工事費の増などによるものであります。

次に、4目財政調整基金費に3,000円を計上しておりますが、これは基金利子積立金を措置したものであります。

次に、68ページ、1目衛生施設災害復旧費1,000円及び70ページ、1目その他公共施設災害復旧費の1,000円は、科目設定であります。

次に、72ページ、1項公債費に、元金及び利子を合わせて1億3,678万2,000円を計上しておりますが、これは尿処理施設、ごみ焼却施設及び消防施設の整備事業に係る地方債の元利償還金を措置したものであります。

前年度と比較し、956万7,000円の減となっておりますが、その主な要因は、消防設

整備事業に係る平成28年度債の償還終了に伴う元金償還金の減などによるものであります。

次に、74ページ、1目予備費に前年度と同額の400万円を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、10ページにお戻り願います。

1目市町負担金に64億8,347万8,000円を計上しておりますが、これは、ただいま御説明申し上げました歳出の財源として、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、組合債等の歳入を差し引いた残額を、組合規約の規定に基づき措置したものであります。

前年度と比較し、5億9,881万5,000円の増となっておりますが、その主な要因は、特定財源となる繰入金や組合債が増となったものの、歳出の増により、特定財源を差し引いた残額の増によるものであります。

2目宮城県東部消防通信指令事務協議会負担金に、8億3,578万2,000円を措置しておりますが、これは、歳出の宮城県東部消防通信指令事務協議会費に係る、登米市及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合からの負担金を措置したものであります。

前年度と比較し、8億1,463万1,000円の増となっておりますが、これは、先ほど歳出で御説明申し上げました、宮城県東部消防指令センターの整備に係る事業費の増によるものであります。

次に、12ページ、1項使用料に2万1,000円を計上しておりますが、これは、行政財産目的外使用料を措置したものであります。

次に、14ページ、2項手数料に1億6,350万5,000円を計上しておりますが、これは東部衛生センター及びクリーンセンターの処理手数料、消防事務手数料等を措置したものであります。

次に、16ページ、1項県負担金に2,463万6,000円を計上しておりますが、これは、宮城県に派遣している消防職員の給与負担金を措置したものであります。

次に、18ページ、2項県委託金に227万7,000円を計上しておりますが、これは、宮城県移譲事務交付金を措置したものであります。

次に、20ページ、1項財産運用収入に1,592万6,000円を計上しておりますが、これは、電柱等の設置に係る普通財産貸付収入及び基金利子を措置したものであります。

次に、22ページ、2項財産売払収入に5,767万8,000円を計上しておりますが、これは、クリーンセンターの鉄、アルミ等の売払収入及び電力売払収入を措置したものであります。

前年度と比較して、6,959万1,000円の減となっておりますが、これはクリーンセンターの電力売払収入の減などによるものであります。

次に、24ページ、1項基金繰入金に1億260万円を計上しておりますが、これは、歳出に係る財源として基金繰入金を措置したものであります。

次に、26ページ、1項繰越金に4,000円を計上しておりますが、これは科目設定であります。

次に、28ページ、1項延滞金加算金及び過料に2,000円を計上しておりますが、これは科目設定であります。

次に、30ページ、2項組合預金利子に8,000円を計上しておりますが、これは、歳

計現金の預金利子を措置したものであります。

次に、32ページ、3項雑入に970万4,000円を計上しておりますが、これは、原子力立地給付金、おにぎり大使派遣事業参加者負担金、防災ヘリコプター助成金などを措置したものであります。

次に、34ページ、1項組合債に10億6,850万円を計上しておりますが、これは、先ほど地方債で御説明申し上げましたとおり、宮城県東部消防指令センター総合整備事業に係る指令システム等整備業務、並びに庁舎改修工事及び消防車両の購入に係る消防施設整備事業債を措置したものであります。

なお、表紙番号5、議案参考資料に主な事業について記載しております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（安倍太郎議員） 以上で議案の説明が終わりましたが、本案に関する議事を中止し、質疑は2月7日の議案審議の際に行います。

日程第13 委員会提出議案第1号 石巻地区広域行政事務組合理事会の専決処分事項の指定についての一部改正

- 議長（安倍太郎議員） 次に、日程第13、委員会提出議案第1号、石巻地区広域行政事務組合理事会の専決処分事項の指定についての一部改正を議題とします。

その内容につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

石巻地区広域行政事務組合議会附則第35条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（安倍太郎議員） なければ、これにて質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案は委員会提出議案でありますので、討論を省略することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

御苦労さまでございました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

石巻地区広域行政事務組合議会

議 会 議 長 安 倍 太 郎

署 名 議 員 遠 藤 宏 昭

署 名 議 員 大 橋 博 之